

新しい議員像をめざします！

食欲の秋。スポーツの秋。文化の秋。実りの秋……館山でも、様々な催しが目白押しです！

9月議会では、行政一般通告質問に加え、最終日2つの「討論」にも初・挑戦しました。

これまで5ヶ月の議員生活を通じて、気づいたこと、心がけるようになったことがあります。何よりも、「明るく前向き、行動的で、たくさんの方と協力して市を良くしていきたい」ような、新しい議員像を目指そう！と考えるようになりました。

議員となった以上、他の議員を批判したり議会の批評をするのは筋違い。おかしいと思うことがあれば、自ら率先して行動し、建設的な議論を心がけ、傍聴したくなる議会を目指しています。視野を広くし、情報を分かりやすく市民に伝え、信頼される、頼られる議員になりたい。

市の職員とも色々話をするようにしていますが、とても優秀な方も沢山いることに驚いています（大変失礼ですが！）。400人もの職員の方を味方にして、協力して市民のために働いていかなければもったいなさすぎです。議員も、私利私欲を捨て、市民の幸福のためにお互い切磋琢磨して、レベルアップしていけるといいなあと思っています。

一人会派を心配して下さる方もいらっしゃいますが、今のところ、何も不便を感じていません。先輩議員に質問したり相談すると、皆さん親切に対応してくれます。私が何かを提案した場合にも、それが良いことであれば賛同してもらえると嬉しい、もしそうでなければ、私の説得力不足に過ぎません。

色々な発見や、やりたいこともどんどん出てきて、忙しいながらも楽しくやりがいのある日々を送っています。

「全ては、未来の館山市民のために」。スローガンを少し修正しました。



9月議会報告

むろあつみの行政一般質問

公共交通網の整備について

むろ 少子高齢化が進む中、交通弱者の問題が懸念されるが、館山市の公共交通に関する現状をどのように認識されているのか。

市 自動車の運転ができない高齢者や通勤・通学者などの移動手段を確保するうえで、公共交通の役割は非常に大きなものになってくると認識しています。

むろ 館山市として財政的に持続可能でかつ利便性も高い交通ネットワークの構築に取り組むべき時期に来ていると思うがどうか。

市 館山市においては、主要道路にバス路線が網羅されていることやタクシー会社が多数あることなどから、新たな公共交通体系の構築を図るのではなく、まずは現在の体系の維持に努めていきたい。

むろ 既存のバス路線の維持は現実的ではないのではないか。

市 市内を走るバスは長い歴史のある路線なので、その維持を優先的に考えていきたい。むろ ではなぜ利用者が減っていると考えているのか。

市 沿線住民の減少と少子高齢化。利用者数減少でダイヤ数も減る。その悪循環。路線ごとに住民と事業者が話し合ってこれ以上減らさない仕組みができないか、どうすれば維持できるか話し合いを進めたい。

むろ 単なる話し合いではなく、一歩踏み込んで住民や事業者も一緒に先進事例を研究するような勉強会を市が調整をして行うことが

できないか。

市 現状を知らないという解決策が出ないので地域ごとの事情に応じた形で進めていきたい。国の政策についてメリットのあるメニューも研究課題としたい。

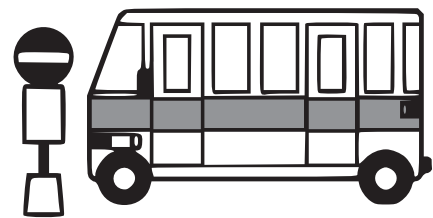
【解説】

過疎化・高齢化が著しい館山市の住民にとって、地域の公共交通網の整備は切実な問題です。このため、『館山市地域公共交通会議』の傍聴や、専門家に会ったりセミナーに参加し、興味深い話をたくさん聞いてきました。

平成25年、交通政策基本法が施行され、地域の関係者が知恵を出し合って、「まちづくりと一体となった公共交通の再編」を実現していくための枠組みが創設されています。こうした流れの中、地方公共団体がその中心的役割を果たすことが期待されており、鴨川市や南房総市は、「地域公共交通網形成計画」の策定に乗り出しています。

館山市でも、既存のバス路線を維持していくことには限界があり、将来的なまちづくりと一体となった仕組みを考えていく時期に来ているのではないのでしょうか。

そのために、まずは市の職員と住民が専門家から先進事例を学ぶ勉強会を始めることを提案しました。具体化に向けて、市への働きかけを行い、地域住民との取り組みを進めていきます。



議案第 59 号

「指定管理者の指定について」、 賛成の立場で討論いたします。

平成 27 年 9 月 28 日 館山市議会にて

議案第 59 号「指定管理者の指定について」、賛成の立場で討論いたします。

とはいえ、この問題の賛否の判断にはギリギリ先ほどまで大変悩みました。文教民生委員会での議論も傍聴しましたが、色々な点で問題が多くあると感じました。

先ず第一に、指定管理者の候補である社会福祉法人安房広域福祉会の運営体制の問題です。同法人の 1500 万円を超える現金横領事件について、本人が責められるべきはもちろんです。約 7 年もチェックできずに放置されていたのは信じ難いことです。犯罪が容易にできる状況を長年放置してきたのは、杜撰な管理体制といわざるを得ず、経営側にも大きな責任があるのではないのでしょうか。しかし、管理責任については今朝の最終報告でも何も上がってきませんでした。これだけ大きな管理責任が問われる事件で、管理者が何の責任も取らないというのは、許されることでしょうか。しかも、これが初めてのことでなく、3 年前にも別の職員による現金横領事件があったとのことで、その際に今回の事件が発覚しなかったことは当事の調査も不十分であっただけでなく、その教訓も活かせていなかったということです。これで 3 度目はないと言い切れるのか、疑問が残ります。

第二点目の問題は、「指定管理者選定委員会」がきちんと機能しているのかという点です。

文教民生委員会で判明した事実は、選定委員会の構成は、市の職員が 5 名、福祉作業所の利用者家族 2 名であること。8 月 13 日に行われた選定委員会では、この問題について利用者家族からは特に意見はなかった、あえてそういう議事の振り方もしなかった、ということ。「横領事件は極めて大きい事だが、指定管理を受けるに値しないとは考えていない」という答弁もありました。

また、つい先日、この法人の理事会議事録も見せてもらったのですが、5 月 26 日の時点で、「福祉作業所の受託をもう 1 年延長してもらえないか」という館山市からの要請があり、それに内諾の意志を伝えた」とあります。事件が 5 月 7 日に市に伝えられてから 1 ヶ月もたたないうちに、事件の全容解明も全くなされていない時点で、です。これだけ大きな事件が発覚してすぐに、指定管理の選定がなぜ妥当と断言できるのでしょうか。危機感が欠落していないのでしょうか。選定委員会メンバーに客観的な第三者を入れる必要性について文教民生委員からも指摘されていましたが、私も全く同感です。

第三点目の問題は、市の執行部による議会軽視の態度です。

今日、議決をしなければならぬという議会の日程ははじめから分っていたはずですが、事件の最終報告は昨日の理事会、その結果を聞いたのが今朝のことです。これだけ大きな事件を起した法人への指定管理が妥当かどうかを議会で判断する材料

「討論」とは、議案に対して、議会の意思決定の前提として賛否の意志を表明するもの。今回、自分の意見を主張すべきと思った 2 点につき、討論を行いました。

が十分に揃っているとは言えません。事後報告で問題ないと考えていたのでしょうか。

文教民生委員会では、委員からの質問に対して、「指定管理を受けるに値しないとは考えていない。議会で否決されることも想定していない」という答弁がありました。執行部の判断をチェックするのが議会の仕事ですから、執行部の判断と議会の判断が異なることは十分あり得ます。だからこそ、これからは、簡単に議案が通ると安易に考えることなく、議会でも可決できるように十分な材料を事前に揃えて説明するというのを今回の教訓として、今後十分に心して業務を遂行していただきたいと思います。

今回、議会で否決してしまうと、利用者に迷惑がかかってしまう、という理由だけで、議会として賛成せざるを得ないという状況になっています。これでは議会のチェック機能も働きません。今後、どの議案についても、もっと日程の余裕をもって上程することも要望致します。

最後に、今回の件では私自身も議員として反省すべき点があります。8 月 20 日の全員協議会や 9 月 9 日の一般議案の質疑で、疑問点を質す機会があったにも関わらず、これを逃してしまい、文教民生委員会の審議に委ねてしまったことです。事前に疑問を呈していれば、今日までに議決を判断できる材料をもっと入手できていた可能性もあります。私含め市議会も、市の執行部も、税金を使う事業の検討に際しては市民に納得のいく説明ができるよう、一つ一つ慎重に真剣に行動することを反省点とすべきと考えています。

その上で、今回の指定は 1 年限りの延長ということなので、その間、先ほどの文教民生委員会の附帯決議の内容を着実に実施することを重ねて求めた上で、賛成討論と致します。

〔解説〕

館山市福祉作業所の指定管理者として、社会福祉法人安房広域福祉会を指定する議案に関して、討論を行いました。同法人は、5 月に、職員による現金横領事件が公になったばかりで、その運営体制、指定管理者の選定方法、議案提出方法につき問題があると指摘し、今後の改善につなげて欲しいと考えたからです。

〈結果：原案可決、全会一致〉

請願第3号

“安全保障関連法案の撤回を求める意見書”の提出を求める請願書”に 反対の立場で討論いたします。

平成 27 年 9 月 28 日 館山市議会にて

請願第3号“「安全保障関連法案の撤回を求める意見書」の提出を求める請願書”に反対の立場で討論いたします。

私は本来、総務委員会で発言すべきでしたが、国政に関することには安易に踏み込むべきではないという思いもあり発言を控えておりました。

しかし、その後のマスコミの偏った報道や感情的な議論に危険なものを感じ、請願に反対する理由の全部は無理ですが、その一端を述べることに致しました。

安保法案に反対する人も賛成する人も、日本の平和を守り、国民の安全を高めたいという思いは同じはずですが、野党や一部マスコミが安保法案を「戦争法案」と呼んで恐怖を煽ったために、安保法案に賛成というだけで、即、悪人、危険人物であるかのようなレッテルを貼られ人格まで否定される風潮があり、冷静な議論がなかなかできないことが残念です。感情的な対立からは何も解決策は生まれません。

日本人で戦争をしたいと考えている人がいったいどれほどいるのでしょうか。

安保法案への賛成派と反対派の違いは、第一に歴史認識の違い、特に第二次世界大戦に突入したきっかけや現行憲法のとらえ方、戦後 70 年間日本が戦争に巻き込まれなかった理由についての考え方が異なること、第二に世界情勢の見方の違い、第三に今後どう日本を守っていくかの考え方の違いです。安保法案によって、今すぐにも戦争が始まるような、また徴兵制が始まるような現実離れした脅しは全く筋違いです。

「戦争法案」と決めつける根拠の大きな一つは、憲法 9 条こそ日本が戦争に巻き込まれることを防いできたと考えているからでしょう。しかし、「戦争をしない」と宣言するだけで、今後永久的にどの国も戦争をしかけてこないと断言できるのでしょうか。無防備にそう信じているだけで何の備えもしなかった場合に、もし現実に否応なく悪意のある他国が攻めてきたらどうやって日本を守ることができるのでしょうか。

戦後の日本は、冷戦下で日米安保に守られ、平和と安定を保ってきました。日本を軍事的に脅かす国も無かったのですが、この 10 年で日本を取巻く世界情勢は激変しているという現実を目を向ける必要があります。

具体的には、傍若無人なテロ国家であるイスラム国の台頭や、尖閣諸島における中国との摩擦、北朝鮮の動向も意識せざるを得ません。さらに、日本固有の領土である竹島は韓国に、そして北方領土はロシアに実効支配されている状況に変わりはありません。

「徴兵制になる」という脅し文句もありますが、そもそも徴兵制は、集団的自衛権よりも個別的自衛権に執着した場合の方が不可避となる制度ではないのでしょうか。

その一例がスイスです。永世中立を堅持してきた平和国とし

て知られるスイスが、なぜ徴兵制度を採用しているのかといえ、ば、集団的自衛権に基づく他国の支援をあてにせず個別的自衛権のみで自国を守ろうとしているからで、実は巨大な軍事力も有しています。徴兵制に反対するのであれば、論理的には、一国の軍備の負荷を軽減する集団的自衛権を容認する方が現実的と言えるでしょう。

請願文中では、「自衛隊がアメリカの戦争や軍事行動に、いつでも、どこでも、切れ目なく参加する」とありますが、これは誇張ないし誤った表現です。日本の国益と関係ない事態には、集団的自衛権を発動して介入することはできません。今回の法案が成立したからといってすぐ米国の戦争に加担するわけではなく、存立危機事態に使えるようにしておくだけであって、実際に使わなければならない事態になったら改めて国会で審議して決めることになっているのです。

請願文中の「国会・国民無視」という指摘も適切ではありません。昨年 12 月、自民党は安全保障関連法制への取り組みを政権公約として掲げ、その結果、与党が圧勝しました。安倍政権はその公約を実行しているに過ぎません。選挙で示された多数派の意見が議会で通ることが『議会制民主主義』ではないのでしょうか。

いずれにしても、この議場にいる 18 人の館山市議会議員は、一人として戦争が好きなのはいない、誰もが平和を願ってやまないはずだと信じています。また、市議として、館山市民の幸せを第一に考え行動する仲間であると日々考えています。

無用な批判や対立を煽るよりも、思想や主義主張の違いを乗り越えて、協力して市民の幸福のために働かせてもらいたいと思います。

この討論を準備するだけでも相当な日数と時間をかけましたが、個人的には、そういう時間をもっと前向きな市民生活に密着した課題の解決のために使わせて頂きたい。国会議員にはできない、市議会議員にしかできない本来業務に出来る限りの時間と労力を注ぐべきだと考えています。

憲法判断についても、市議会のやるべきことではなく、最終的に憲法判断をするのは最高裁判所の仕事です。

請願第3号では、市議会に対して「館山市民の平和な暮らしを守る立場を明確に示すことを要請されています。そのためにやるべきことは、安保法案の撤回を求めるのではなく、国際社会の現実に向き合い、どうすれば日本の安全と世界の安全を守っていくことができるかを考え、積極的な平和政策を進めていくことです。今回の安保法制は、日本に戦争を仕掛けようとする国に対する抑止力として戦争を未然に防ぐ目的のものであり、国民の命と平和な暮らしを守るための法整備が進められています。よって、請願第3号には反対致します。

〈結果：不採決。賛成 3、反対 15〉

消防団特集

消防団員数は、全国的にみても減少を続け、今年4月1日現在、消防団員は約86万人で過去最少を更新しています。消防団は、『自らの地域は自らで守る』という崇高な郷土愛護の精神に基づいて活動する組織であり、消防団が有効に機能しているかどうかは、まちの活力にも大きく関わると考えているため、地域全体で消防団活動の重要性に注目してもらおうと今回、質問に取り上げました。

一方、全国的に女性消防団は増加の一途にあります。館山市でも女性消防団員を増やすきっかけ作りを提案しました。

むろあつみの行政一般質問

1. 消防団の機能強化について

むろ 館山市の消防団員の現状と団員確保のための取り組み状況は？

市 消防団定員390人に対し、4月1日現在の消防団員は345名。消防団員の確保が急務です。消防委員会の答申（①地域住民の意識改革、②若年層の防災教育推進、③雇用する側の協力体制、④女性消防団組織の設置及び加入の促進、⑤市職員の消防団活動への参加推進、⑥さらなる町内会等の協力）について消防団と検討、協議を行っています。

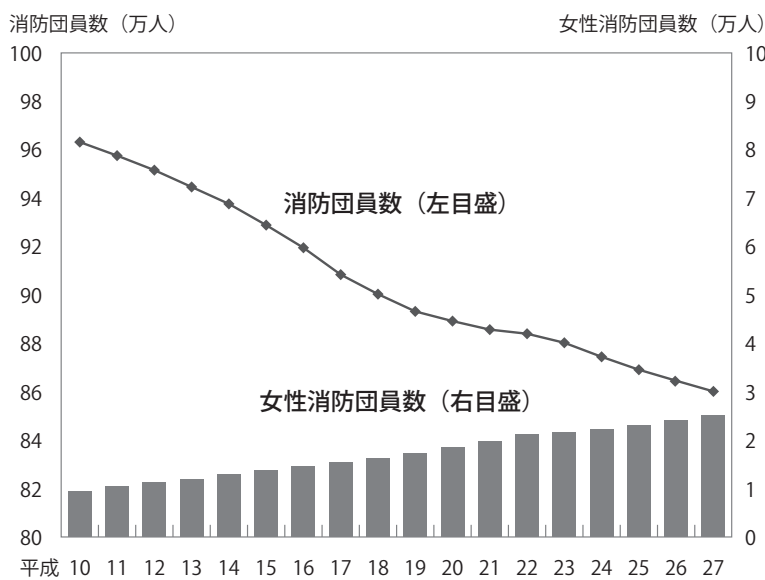
むろ まず市の職員から増やすために数値目標を掲げてはどうか。

市 検討します。

むろ 女性消防団員のきつかけとして、先ず私が入団に名乗りをあげようと思うがいかがか。

市 最初の一人がなかなか手が挙がらない。是非なっていたただける

全国の消防団員数と女性消防団員数の推移



とありがたい。

むろ 勤め人が入団しやすくするため、雇用側のメリットを作れないか。

市 市の発注業務で優遇するとか、税制メリットなど、県や市レベルで様々な事例がある。検討していきたい。

むろ 先ずは消防団員がいる企業を表彰したり企業名を公表するなどできること

2. 消防団員の待遇改善

からでも始めるべき。地域に消防団が大事だという雰囲気盛り上げて欲しい。

むろ 消防団員の待遇改善はいつ頃どのような形で行われる予定か。

市 報酬及び費用弁償については、近隣市町とのバランス及び館山市の財政状況を考慮して、改善を図るよう考えています。

また、消防団員の装備に関して、老朽化した詰所の建て替え候補地が確保された箇所から、耐震性を備え空調や衛生施設等の改善を行っています。その他、老朽化した消防ポンプ自動車の更新には、

消火活動だけでなく自然災害に対応するための様々な機能の付加を、またデジタル無線機、可搬ポンプ、消火用ホース、防火服、作業服、編上長靴等の機材を貸与、整備することにより、消防団活動が安全かつ迅速に行えるよう待遇の改善を図っています。

むろ 近隣市と比較した待遇は？

市 上回っている部分と下回る部分があり一様ではない。館山市の報酬は、平成8年から据え置き。

むろ 報酬の金額もさることながら、団員や家族の誇りに繋がるようなことができなにか。

市 県で子育て家庭を優遇する「チーパス」がある。同じように消防団御用達の店作りなど、様々なアイデアを頂きたい。

むろ 団員のレベルアップも図る必要があり、研修も大切ではないか。

市 団員のモチベーション高めることは

大切。消防学校など必要な研修は進めていきたい。

むろ 装備について、必要なものを一度に揃えるのは難しいが、将来展望を示すことも必要ではないか。

市 以前に比べれば、活動環境の改善は見るべきものがある。限られた予算の中で、今後も消防団の要望を聞きながら、優先順位、緊急度に応じて計画的に装備向上に努めていきたい。

3. 詰所の津波対策

むろ 南海トラフ地震防災対策に関し、消防団詰所の津波対策はどのように行われているのか。

市 海抜5メートル未満の消防詰所が2か所あり、現在、移転先の候補地を探している状況です。

<当面の予定>

●10月26日(月)～28日(水) 総務委員会視察

●10月31日(土)10:00～ 「議会報告会」
場所:菜の花ホール(那古地区公民館・豊津ホール)
(議員が6名ずつ分かれて参加します)

●12月議会
12月2日(水)招集日
6日(月)、7日(火)行政一般通告質問